

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電気通信番号政策委員会（第38回）

1 日時 令和6年10月31日（木）13時01分～13時30分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1） 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、河村 真紀子、柴田 潤子、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子、山下 東子（以上7名）

（2） 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

（3） 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）最終答申（案）に対する意見募集の結果等について

（2）その他

【相田主査】 それでは、本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第38回会合を開催いたします。

本日、御都合により、猿渡委員と三友委員は御欠席と伺っております。

まず事務局より、開催に当たって御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まずはウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、設定の変更をしないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願い

いたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。発言の際は、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試みていただきますようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認になります。議事次第に記載されておりますとおり、資料３８－１から３８－３の計３点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】 それでは、早速、議事に入りたいと思います。議題（１）は、最終答申（案）に対する意見募集の結果等についてでございます。前回会合で取りまとめた本委員会の最終報告書（案）につきましては、９月２０日金曜日に開催された電気通信事業政策部会において最終答申（案）として承認され、９月２１日土曜日から１０月２１日月曜日までの間、意見募集が行われました。本日は寄せられた意見に対する考え方について検討を行いたいと思います。

まずは事務局から、意見募集の結果等について説明をお願いいたします。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。番号企画室の平松でございます。本日どうぞよろしくお願いいたします。それでは資料３８－１に基づきまして御説明させていただきます。

先ほど相田主査から御説明いただきましたとおり、パブリックコメントは令和６年９月２１日から１０月２１日まで開催いたしました。開催した結果、意見提出は６者の方から頂戴いたしました。具体的には事業者の方々から４者、個人の方から２名から御意見を頂戴したところでございます。意見としては、数としてはそれほどございませんでしたので、次のページから一つ一つ御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料につきましては、いただいた御意見を左側に記載させていただいてございまして、右側に考え方として事務局の案をお示しさせていただいてございます。

まず意見の１つ目、こちらはＮＴＴ東西さんからの御意見でございまして、御意見というか、最初は御質問ですけれども、読み上げさせていただきます。「今回の欠格事由の追加は、立法事実のある犯罪及び認定の取消しを受けた者とされていることから、仮に欠格の対象となる事業者が電気通信番号を提供していたとしても、欠格事由に該当する犯罪に参与し

ていない卸元電気通信事業者については、欠格事由の対象外であることを確認させていただきたいと思います。」という内容でございます。

欠格事由の対象はあくまで犯罪を犯した者や認定の取消しを受けた者に限られておりますので、卸提供する人が、すぐにこのような者になるということではございません。このため、考え方としましては、「仮に欠格事由に該当する事業者に対して卸電気通信役務を提供していた場合であっても、それにより即座に卸元電気通信事業者自身が欠格事由に該当することはないと考えます。」と案としてはさせていただいてございます。

続いて、意見の2つ目でございます。こちらについてもNTT東西さんからの御意見でございます。「電気通信番号の犯罪利用対策の検討にあたっては、事業者にとって過度なものとならないなかで、効果が期待され実行可能性のある対策が必要と考えます。そうした観点からも事業者に対し、卸先事業者へ番号の提供を行う際、使用計画の認定を受けていることを確認することについて、賛同の考えです。」という御意見でございまして、こちらについては、賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

続きまして意見3、こちらもNTT東西さんからの御意見でございます。「当社としても、『短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者』への対策が必要と考えます。ただし、電気通信番号の卸元事業者にとっては、卸先の事業者が悪意を持っているか否かをあらかじめ確認することは困難であることから、制度として明確な基準を定め、統一的な対策を取る必要があると考えます」といった御意見です。

こちらについては、御指摘のとおりと考えておりまして、案といたしましては、「御指摘のとおり、今後、総務省において、明確な基準を定めることにより、統一的な対策となるよう、検討を進める必要があると考えます。」とさせていただいてございます。

続きまして、意見4でございます。こちらについては、電気通信番号の卸提供数の制限に関しまして、NTT東西さんからの御意見でございます。「悪意を持って参入してくる卸先事業者以外の、意欲のある善良な卸先事業者の事業拡大の妨げやそのエンドユーザーの不利益とならないようにするために、今後参入する卸先事業者においては、法人契約である場合は、番号提供数制限の例外としていただきたい。」という御意見でございます。

こちらの例外については、審議会でも、どのような形にしていくのか、法人だけを丸ごと例外とするのは緩いのではないかという御意見を頂戴したと思っております。案といたしましては、「今後、総務省において、電気通信番号提供数の制限に関する例外の基準を具体化する上でのひとつの参考にすべきと考えます。」という形にさせていただいてござい

す。

続きまして、意見5でございます。こちらにもNTT東西さんからの御意見でございまして、内容は、答申（案）の記載を明確化してほしいという内容でございます。上から3行目の後ろの方のかぎ括弧の部分からですが、「そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、事業実績を確認し、実績の少ない事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」というこの部分について、主語が事業者となっている箇所について卸元か卸先か、正確性を持ってちゃんと記載してほしいという御意見でございます。

そこで御意見を踏まえまして、卸元、卸先をきちんと明記させていただきたいと思っております。具体的には、考え方の案の上から5行目の後ろの方ですが、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」という形で明確化させていただきたいと考えてございます。

続きまして意見6、こちらはKDDI株式会社様からの御意見でございます。御意見については、「本最終答申（案）において義務づけを行うとされている事業者の取組や、JUS A等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度との参照をした結果、電気通信番号や電気通信役務の卸提供を行わないこと若しくは提供を制限することは、電気通信事業法第6条（利用の公平）、第121条（提供事務）等の既存法令違反には該当しないとの認識でよろしいのでしょうか。」という御質問でございます。

こちらについては、2つの質問が混在していると思っております。一つは、今回の答申（案）に基づいて導入される規律の関係の話。もう一つは、JUS A等の事業者団体が中心となって検討し、開始しようとしている優良事業者制度の自主的な取組について、2点御質問いただいていると思っております。2つに分けて回答させていただきたいと思っております。

まず、最初ですが、こちらについては、おっしゃるとおり、今後の制度設計の中で、きちんと齟齬がないよう考えていくべきだと思っております。回答案といたしましては、「今後、総務省において、事業者による取組の義務づけの内容の具体化を進めるに当たっては、電気通信事業法第6条（利用の公平）や第121条（提供義務）等の既存法令との齟齬が生じないよう、制度設計がなされるべきと考えます。」という形にさせていただきたいと思っております。

また、後者のJ U S Aなどの取組の自主的な評価につきましては、こちらはあくまでも事業者が契約の相手方を選択する際のひとつの判断材料として活用されているものと認識してございまして、電気通信役務の提供の拒否ですとか制限のために活用するものではないと認識しておりますので、そのような回答案とさせていただきます。

続いて意見7、楽天モバイル株式会社様からの御意見でございます。こちらについても、卸提供時の義務づけの関係の御意見でございます。今回、卸元事業者が卸先事業者の使用計画の認定の確認をすることについて、携帯電話事業者にも確認の義務づけが入るんですが、これは事業者にとっては過度な負担となるので、負担の軽減策についても併せて検討いただくようお願いいたしますというような御意見でございます。

こちらについては御指摘のとおり、本義務づけによる事業者への負担を考慮しておりまして、そのように最終答申（案）でも明示してございます。このため回答案といたしましては、「御指摘のとおり、本義務づけによる事業者の負担を考慮し、その施行時期については一定の時間を設けるなど配慮を検討することが適当である旨を、最終答申（案）に明記しております。」とさせていただきます。

続きまして意見8、こちらも同様に楽天モバイルさんからの御意見でございます。こちらは提供番号数の制限に関する御意見でございまして、「事業実績をベースに一律の制限等を設けることは、新規参入事業者のビジネス機会の喪失、既存事業者のサービス向上やイノベーションの阻害につながりかねないと懸念します。こうした懸念を払拭すべく、当該制限を設定する際には、一律に事業実績をベースとするのではなく、卸先事業者の事業継続性にも視点を当てる必要があると考えます。」といった御意見でございます。

こちらについても今後の制度設計の話だと考えてございまして、回答案といたしましては、「今後、総務省において電気通信番号提供数の制限に関する例外の基準を具体化する上でのひとつの参考にすべきと考えます。なお、基準の具体化に当たっては、確認を行う事業者により判断が異なるといったことが生じないよう、ある程度外形的に判断可能な基準とすべきと考えます。」とさせていただいているところでございます。

そして次のページ、6ページ目、最後2つの御意見です。こちらは個人の方からいただいた御意見でございます。

まず、最初の意見9でございます。こちらについては、特殊詐欺というものが残念ながらいたちごっこになるので、「通信システム面からコントロールしたほうがよいと考える。」という御意見でございます。具体的には、「話し手と受け手の間にA I を挟み、詐欺でよく使

われる用語が出た際にA Iが検知し、受け手に注意を促すといった仕組み、その注意から簡単に警察や消費者庁に通報できる仕組み、通話は自動録音、詐欺を行ったことがある端末はA Iでブロックしてかけられない仕組み」というものが考えられるのではないかという御意見でございます。

考え方といたしましては、「本最終答申（案）では電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性について取りまとめを行ったものです。最終答申（案）にも記載したとおり、今後も電気通信番号を用いた特別詐欺を含む様々な犯罪利用の動向を注視し、必要に応じて更なる対策を検討すべき」としておりまして、今回いただいた通信システム面での対策に関する御意見は、「今後の参考とさせていただきます。」という形にさせていただいております。

最後、意見10、こちら個人の方からの御意見でございます。「MNPもあり総務省が把握している事業者と実際の契約事業者が異なっております。致し方ないとはいえ現状このような状態です。また、携帯番号は枯渇気味かと思われま。こちらは固定番号など使われていない番号の割り振りを不正利用防止の上、利用されたらよいかと思ひます。本人確認もマイナンバーカードを通して、不正契約・利用や回線買収の内容に徹底すべきと思ひます。」という御意見でございまして、全般的に特殊詐欺も関連いたしますが、番号の枯渇対策ですとか本人確認の在り方についての御意見だと思ひてございします。

こちらについては、総務省としても進めているところもございしますし、今後の番号政策の上で参考にさせていただきたいと思ひておりまして、回答案といたしましては、「携帯電話番号の枯渇対策及び本人確認の在り方に関して、今後の参考とさせていただきます。」という形にさせていただいております。

以上がいただいた御意見につきまして、この御意見、パブリックコメントの結果、事務局としましては、先ほどNTT東西さんから御意見がありました、事業者の卸元・卸先の文言を明記いたしまして、この部分を明確化するというような反映をさせていただきまして、最終答申（案）という形にさせていただきたいと思ひてございします。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明に御質問、御意見等ございましたら、先ほど事務局から御説明がありましたように、チャット欄に記入いただければ、私のほうで順に指名させていただきたいと思ひます。送信先を全員宛てでお願いいたします。それが難しいようでしたら直接マイクをオンにしてお声かけいた

だいても結構でございます。

それでは山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 御説明ありがとうございました。今の説明していただいた中で一つ確認をしたいことがあるんですが。個人1の方からの質問に対する考え方です。ページで言うと6ページになります。個人1の方がおっしゃっているのは、かなり通信内容に踏み込むような御提案だと思うんです。こういうことは非常に慎重に対処すべきではないかと。もっと平らに言いますと、これはあり得ない御提案ではないかというそういう感じです。

考え方のところの最後に、「通信システム面での対策に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます」と記載されている案が示されていますけれども、それがこの個人1の御意見をこれから参考にするというような意味合いに受け取られないかということが少し懸念されるところです。そういう意図ではないと思うんですけれども、一応どのように考えていらっしゃるかをお教えいただければと思いました。以上です。

【相田主査】 事務局からお願いできますか。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。山下先生、御質問どうもありがとうございます。

個人1の方からの意見9の関係の御質問と認識してございます。先生の御指摘のとおり、通信内容の間にAIを挟んで、その内容に基づいて何かしらの対応をするということは、プライバシーですとか通信の秘密に関係する話でございまして、勝手に他者がそういったことを行うということは非常に難しい話だとこちらとしても認識しております。具体的には、こちらは利用されている方々の同意ですとか理解に基づいて実施されるような取組なのかなと承知しております。具体的に県警さんでも、利用者の方々の同意を取りながら、こういったことを試験的に実施されているというような話も伺ってございます。

そういう意味では、こういったものを制度的に全て導入して義務的にやるということを考えているというよりは、利用者のこういったプライバシーとかを配慮した上で検討していくことが重要だと思っておりますし、その前提で、こういった対策があるということをそもそも知らないような方々もいらっしゃるのではないかという観点から、この取組を周知していくというような政策も一つは考えられるのかなと思っております。制度面だけではなく全般的なライトな、ソフトな対策も含めて、今後の参考とさせていただきますという書きぶりにさせていただいているところでございます。以上となります。

【山下専門委員】 理解しました。ありがとうございます。

【相田主査】 それでは、続きまして森先生、お願いいたします。

【森専門委員】 御説明ありがとうございました。よく分かりました。私は一番最初のN T T東日本・西日本さんのコメントについて申し上げたいと思います。

これはお答えとしては、お書きいただいたとおりだと思うんですけども、いきなり提供元について欠格事由になるということはもちろんないわけですが、これから、今回初めてこういう犯罪利用防止ということが制度の中に入ってきたわけですから、その実績みたいなことは当然問われるようになってくるわけですし、制度的にどうこうというわけじゃない。もちろん、やれ欠格だとか、やれ指定対象外だとか、そういう話にはまずなりませんけれども、実際に犯罪利用について、どの程度、卸した結果になってしまっているかということは、それは重要な指標だと思いますので、明らかにされるべきだと思いますし、それによっては、その制度が変わってくることもあり得るということかだと思いますので、全くそんなふうにお考えにはならないと思いますけども、この考え方を御覧になって、そうかよかったよかったということではもちろんなくて、しかるべきその所期の対策をしっかりしていただいて、犯罪利用が仮にゼロにならないとしても、それは大数の法則によってばらけると当然期待されるということは申し上げておこうと思います。以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。今のは御意見かと思いますが、事務局から何かコメントはございますか。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。森先生、どうもありがとうございます。本件は御指摘のとおりでございます。即座にこの提供する卸元事業者が欠格事由に該当するということはないですが、当然この相手先がきちんと認定を取っているかどうかというのをきちんと確認してもらおうということを今回新たな規律として入れさせていただきますので、これをきちんと遵守していただくということが非常に重要なポイントだと思ってございます。そういう意味では、いろんな卸元事業者さんにこういった対策を遵守していただくように、総務省としても取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

【相田主査】 森先生、よろしいでしょうか。

【森専門委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 では続きまして、河村構成員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。意見の6番ですが、質問させていただきます。考え方の下の方です。J U S Aがやる評価制度についてですが、事業者が契約の相手方を選択するということと、その下の電気通信役務の提供を判断するというか、するかしな



いか考えるということは全く別のことだということをここで言っているのでしょうか。私は含まれるのかなという気がしないでもないんですけど。

【平松番号企画室長】 河村先生、御質問どうもありがとうございます。こちらで書いているのは、分かれて書いているわけではなくて、おっしゃるとおり含まれているという意味で考えております。卸提供ではなかなか相手がどのような事業者さんなのかが分かりにくいので、J U S Aさんで考えていらっしゃるのは、一定の基準についてクリアされた方々には優良事業者というような評価をしていくというような取組と考えております。そういう意味では可視化するような取組でして、それを契約の相手としていいかどうか、適切かどうかということの判断材料として、この評価制度は利用されると考えております。実際に契約するに当たっては、この評価制度だけに限らず、どれぐらいの契約の回線数があるのかとか、金額設定がどうなのか、みたいな経営判断的な形も入り、総合的に判断されるのかなと思います。そういう意味合いで、このJ U S Aさんがやっている評価制度そのものが、電気通信役務の提供の拒否や制限のための理由となって作動とか機能するようなものではないのではないかという書き方をさせていただいているところでございます。以上です。

【河村専門委員】 ありがとうございます。続けますと、私の趣旨は全然別のものというよりは、拒否や制限のために活用するものというのではないかもしれないですけど、それを判断するときのツールの一つという今のお答えもそういう感じ、参照する、参考にするものの一つなのかなと思ったので、この書き方だと全然違うものみたいに読めるのかなと思ったのでコメントしたんですが、そういう別に懸念がないのであれば結構です。ありがとうございました。

【相田主査】 事務局、よろしいでしょうか。

【平松番号企画室長】 このままの文言で皆様もよろしければ大丈夫です。

【相田主査】 河村委員から、具体的に修文すべきというような御提案はございますか。

【河村専門委員】 今、即座にはないんですけど、活用するものではないけれども、つまり今、文言をそのまま言っているわけじゃないですけど、判断材料の一つではあるということが伝わるというのかなと思っただけですが、ただ、活用するものではないと言い切っているのかどうかは私は若干疑問に思ったという点でございます。書換えは特に今すぐには思いつかばないので、多分これで問題がないのであれば結構です。ありがとうございます。

【相田主査】 この件につきましては、もう少し表現、修正の余地があるかどうか検討したいと思いますけれども、事務局、それでよろしいでしょうか。

【平松番号企画室長】 はい、よろしくお願いいたします。

【相田主査】 ほかに御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、今、河村委員から御指摘いただいた点につきましては、事務局と私とで相談させていただいて、修正の上、皆様にもう一遍フィードバックさせていただきたいと思いますが、最終答申（案）そのもの及びそれに対する意見及び考え方につきまして、大きく変更すべきという御意見はなかったと思いますので、申し上げた点につきまして、多少の修正を行った上で、本委員会の検討結果として電気通信事業政策部会に報告させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【相田主査】 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして議題（２）はその他でございまして、今後の予定等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして、どうもありがとうございました。ただいま相田主査からお話がありましてとおりの、本日の御議論をいただきまして、いただいた最終答申（案）の意見に対する考え方及び最終答申（案）については、先ほど河村先生から御意見いただいた部分については、相田主査との御相談の上、修正するか考えまして、その上で、今後開催される電気通信事業政策部会に報告されまして、同部会で御議論いただくということになります。

今後のこちらの番号政策委員会の日程などにつきましては、別途御案内をさせていただきます。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、以上で事務局に御用意いただいた議事は全て終了いたしましたけれども、全体を通しまして御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第３８回会合を閉会させていただきます。本日も皆様、お忙しい中、御出席いただき、御協力いただきまして、ありがとうございました。